

博多学園スポーツ教室 規約

(運営主体および事務局)

第1条 本教室は、学校法人博多学園が運営する課外教室です。また、教室事務局を学校法人博多学園内、企画開発部に設置します。

(会員対象)

第2条 会員は、学校法人博多学園が運営する幼稚園に在籍する年少クラス・年中クラス・年長クラスの園児を対象とします。また、開講幼稚園によっては小学生（1・2年生）も会員対象とします。

(開講場所)

第3条 開講場所は、学校法人博多学園の運営する幼稚園のホールおよび園庭で開講します。

(開講日程等)

- 第4条 (1) 開講日程は、予め開講幼稚園毎に「年間カレンダー」として別途定めませんが、諸事情により変更が発生することがあります。また、幼稚園の都合上やむを得ず中止とさせていただく場合があります（この場合の振替スクールは実施しません）。
- (2) 天変地変、社会情勢の変化、その他、通常の教室が困難となる事由が生じた時は、無条件に休講することができます。

(入会・休会・退会手続き)

- 第5条 (1) 入会は、園児・児童および保護者が希望し、入会申込書により必要な手続きを行うことで完了します。
- (2) 入会希望者は入会に関する同意書に必要事項を記入し、捺印のうえ提出して頂きます。
- (3) 休会は、必ず2週間前までに申し出て下さい。休会の期間は最大3ヶ月以内とし、休会月の月会費は徴収しません。
- (4) 退会は、必ず2週間前までに申し出て下さい。

(会費)

- 第6条 (1) 月会費として、年間指導料を12ヶ月の月割りとし、月額5,000円(消費税込)をご負担頂きます。月会費の徴収方法は、教室事務局指定銀行の口座より、当月分を毎月5日に自動引落をさせて頂きます。再引落の場合は18日となります。
- (2) 年会費として、3,000円(消費税込)を入会月にご負担頂きます。入会日が10月以降の場合は、半額の1,500円(消費税込)をご負担頂きます。
- (3) 博多学園が運営する幼稚園校で年会費を既に納めており、会員が転籍あるいは2つ以上の教室に在籍される場合は、該当年度の追加の年会費は不徴収とします。また、次年度以降の年会費を徴収する際は、先に入会登録された幼稚園校にて年会費3,000円(税込)を徴収します。
- (4) 兄弟姉妹同時に入会または継続される場合は、年会費を各半額(1,500円×2名)とします。
- (5) 兄弟姉妹どちらかが既に在会をされていて、もう一方の兄弟姉妹が入会をする場合、年会費を半額の1,500円とします。

(6) 兄弟姉妹同時に在会される期間については、弟・妹の月会費を 4,500 円(消費税込)とします。

(7) 3 月分の月会費に関して、2 月の月会費の引き落とし時と同時に自動引き落としをさせていただきます。

(傷害保険)

第 7 条 本教室では、学校法人博多学園で加入する課外スポーツ教室会員対象のスポーツ傷害保険に加入することを義務づけており、教室中に発生した傷害事故に関してはこれにて補償致します。

(会員の健康管理)

第 8 条 本教室に参加する園児・小学生の健康状態に関しては、常に保護者が観察・配慮するものとします。

(変更届)

第 9 条 会員は、住所、氏名、電話番号等、必要事項に変更が生じた場合は、事務局まで連絡するものとします。

(資格停止および除名)

第 10 条 会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格の一時停止または除名をすることができます。この場合、本教室が既に受領済みの会費は返還しないものとします。

(1) 本教室の定める会費・諸費用につき、2 か月以上滞納したとき

(2) 本規約に違反したとき

(3) 入会書類への虚偽記載が判明したとき

(4) 本教室の合理的な指示・指導に従わないとき

(5) 本教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき

(6) 本教室の施設・設備を故意に毀損したとき

(7) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき

(8) その他本教室が会員としてふさわしくないと認めたとき

附則

1. 本規約は、平成 30 年 5 月 1 日より施行

1. 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改定(第 1 条および第 6 条)、施行

1. 本規約は、令和 2 年 4 月 1 日より一部改定(第 4 条)、追加(第 9 条および第 10 条)、施行

1. 本規約は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改定(第 6 条)、施行

1. 本規約は、令和 7 年 4 月 1 日より一部改定(第 6 条)、施行